

## 山口県教育振興推進会議設置要綱

### (設置)

第1条 山口県の教育の振興を図るため、山口県教育振興推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 推進会議は、山口県の様々な教育課題等について、今後の本県教育のあり方や方向性等を協議する。

### (委員)

第3条 推進会議の委員は10人以内で構成する。

2 委員は、教育に関し優れた見識を有する者のうちから、山口県教育長が委嘱する。

3 委員の任期は2年とし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は再任されることができる。

### (臨時委員)

第4条 専門的な事項について審議する必要があるときは、推進会議に臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、当該事項について専門的見識を有する者のうちから、山口県教育長が委嘱する。

3 臨時委員は、当該事項についての審議が終わったときは、退任するものとする。

### (会長及び副会長)

第5条 推進会議に、会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選により選出し、副会長は、会長が指名する。

3 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 推進会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会議の議長は、会長をもって充てる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員及び専門委員以外の者を会議に出席させ、その意見を求めることができる。

### (庶務)

第7条 推進会議の庶務は、教育庁教育政策課において処理する。

### (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営について必要な事項は、別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成20年10月22日から施行する。